

**企業会計基準公開草案第62号(企業会計基準第21号の改正案)
「企業結合に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針
公開草案第62号(企業会計基準適用指針第10号の改正案)
「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」
に対するコメント**

2018年10月22日
経団連 経済基盤本部

- ・ 経団連は、企業会計基準公開草案第62号(企業会計基準第21号の改正案)「企業結合に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第62号(企業会計基準適用指針第10号の改正案)「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」(以下「本公開草案」)に対し、我々のコメントを提出する機会の提供を歓迎する。
- ・ 各設問に対するコメントは以下のとおりである。

質問1(条件付取得対価の定義及び会計処理に関する質問)

本公開草案では、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して対価の一部の返還を受ける場合にも、条件付取得対価に含まれることを明確化することに加え、将来の業績に依存する条件付取得対価においては、対価の一部の返還を受ける場合においても追加的に交付又は引渡しを行う条件付取得対価と基本的に同様の会計処理とすることを提案しています。

具体的な会計処理としては、返還される対価の金額を取得原価から減額するとともに、企業結合時ののれん又は負ののれんの金額を再計算し、再計算されたのれんの未償却残高が当初ののれんの未償却残高より小さいときは、のれんを減額することとしています。

この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

- ・ 同意する。
- ・ ただし、本公開草案は、条件付き対価が返還される場合の取扱いの明確化を目的とし、従来から定めのある追加支払い時の取扱いの変更を意図していないことが必ずしも伝わらない改正案が提示されており、修正が必要と考える。
- ・ 本公開草案では、現行の会計基準における脚注4「追加認識する事業年度以前に対応する償却額及び減損損失額は損益として処理する。」を削除して、公開草案の第27項において「追加的に認識したのれんの金額と追加された支払対価の金額との差額は損益として処理する。」旨の規定を設けているが、「追加的に認識したのれん」をどのように算定するのかが必ずしも明らかではないため、従来から定めのある追加支払い時の取扱いが変更されているか否かが不明確であると考えます。
- ・ したがって、条件付き対価が返還される場合の取扱いの明確化を目的とし、従来から定めのある追加支払い時の取扱いの変更を意図していないことが正しく伝わるよう、公開草案の第27項の取扱いなどを見直すべきである。
- ・ なお、本公開草案では、設例5の勘定科目についても「のれん償却」から「損益(差額)」に変更することが提案されているが、従来から定めのある追加支払い時の取扱いの変更を意図していないのであれば、設例5の勘定科目の取扱いも同様に見直すべきである。

質問2(結合分離適用指針の記載内容の改正に関する質問)

本公開草案では、事業分離等会計基準と記載内容の整合性を図るため及び分割型会社分割のみなし事業年度が廃止されたことへの対応を図るため、結合分離適用指針の記載内容を改正することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

- ・ 同意する。

質問3(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

- ・ 特になし。

以上